

瀬戸市訓令第3号

本 庁
公 所

瀬戸市自動車等管理規程（昭和40年瀬戸市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車等の区分及び用語の意義)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 共用車 行政経営部<u>行政課</u>に所属し、共同的に使用する自動車等で専用車及び業務用車以外のものをいう。</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>(自動車等の管理者)</p> <p>第3条の2 自動車等の管理者（以下「管理者」という。）は、共用車については、<u>行政課長</u>とし、専用車、業務用車については、当該自動車等の所属する各課等の長とする。</p> <p>(配車の申込み)</p> <p>第5条 共用車の配車を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、当該配車を受けようとする日の前日までに配車申請票を<u>行政課長</u>に提出しなければならない。ただし、緊急やむを</p>	<p>(自動車等の区分及び用語の意義)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 共用車 行政経営部<u>契約財産課</u>に所属し、共同的に使用する自動車等で専用車及び業務用車以外のものをいう。</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>(自動車等の管理者)</p> <p>第3条の2 自動車等の管理者（以下「管理者」という。）は、共用車については、<u>契約財産課長</u>とし、専用車、業務用車については、当該自動車等の所属する各課等の長とする。</p> <p>(配車の申込み)</p> <p>第5条 共用車の配車を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、当該配車を受けようとする日の前日までに配車申請票を<u>契約財産課長</u>に提出しなければならない。ただし、緊急や</p>

得ないと認めた場合は、この限りでない。

(配車の許可)

第6条 行政課長は、前条の規定により配車申請票を受理したときは、配車運行計画の基準に従い、その配車を必要と認めたときに許可する。

(運転目的の変更等)

第7条 使用者が前条の規定により配車の許可を得た後、目的地又は用途を変更し、若しくは廃したときは、直ちに行政課長に申し出なければならない。この場合行政課長は、当日の配車運行計画を検討し、配車変更可能と認めたときに限り、運転を指令することができる。

2 使用者が運転中緊急やむを得ない事由により運転時間を延長するときは、行政課長に連絡をとり配車運行計画に支障のないようにしなければならない。

3 自動車等の配車許可後緊急やむを得ない事由によって行政課長が配車通行計画を変更するときは、速やかに当該各課等の長に連絡をとり、配車許可の変更又は取消しをするものとする。

(専用車及び業務用車の配車)

第8条 業務用車の配車については、前3条の規定を準用する。この場合「行政課長」とあるのは「業務用車の所属する各課等の長」と読み替えるものとする。

2 <省略>

(事故の処理)

第13条 運転者は、自動車等運行中において交通事故を生じた場合は、法令に基づく処置をするとともに、直ちに管理者に報告し、管理者は行政課長に報告しなければならない。

2 事故の措置後、直ちに交通事故報告書を作成

むを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(配車の許可)

第6条 契約財産課長は、前条の規定により配車申請票を受理したときは、配車運行計画の基準に従い、その配車を必要と認めたときに許可する。

(運転目的の変更等)

第7条 使用者が前条の規定により配車の許可を得た後、目的地又は用途を変更し、若しくは廃したときは、直ちに契約財産課長に申し出なければならない。この場合契約財産課長は、当日の配車運行計画を検討し、配車変更可能と認めたときに限り、運転を指令することができる。

2 使用者が運転中緊急やむを得ない事由により運転時間を延長するときは、契約財産課長に連絡をとり配車運行計画に支障のないようにしなければならない。

3 自動車等の配車許可後緊急やむを得ない事由によって契約財産課長が配車通行計画を変更するときは、速やかに当該各課等の長に連絡をとり、配車許可の変更又は取消しをするものとする。

(専用車及び業務用車の配車)

第8条 業務用車の配車については、前3条の規定を準用する。この場合「契約財産課長」とあるのは「業務用車の所属する各課等の長」と読み替えるものとする。

2 <省略>

(事故の処理)

第13条 運転者は、自動車等運行中において交通事故を生じた場合は、法令に基づく処置をするとともに、直ちに管理者に報告し、管理者は契約財産課長に報告しなければならない。

2 事故の措置後、直ちに交通事故報告書を作成

<p>し、現場附近見取図を添付のうえ、管理者から行政課長を経て、市長に報告しなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>3 <省略></p> <p>(緊急統制)</p> <p>第15条 災害その他緊急の場合においては、行政課長はすべての自動車等の使用を統制することができる。</p>	<p>し、現場附近見取図を添付のうえ、管理者から契約財産課長を経て、市長に報告しなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>3 <省略></p> <p>(緊急統制)</p> <p>第15条 災害その他緊急の場合においては、契約財産課長はすべての自動車等の使用を統制することができる。</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。